



H30.12月号

# 三和商工会だより

(H30.12.3発行 No.108)

URL <http://wansakasanwa.jp/>  
e-mail [sanwasyo@shinsyoren.or.jp](mailto:sanwasyo@shinsyoren.or.jp)

三和商工会  
〒943-0316  
上越市三和区井ノ口 329-1  
Tel 025-532-2192  
Fax 025-532-2454



※詳細は別紙チラシを  
ご覧下さい。



## ◆テーマ 「ポジティブ睡眠法」

◆講師 スリープパフォーマンス  
カンパニー  
代表 小林 瑞穂 氏

◆会場 三和商工会館

◆日時 平成30年12月14日(金)  
14時～

◆参加ください。  
左記のとおり、経営講演会を開催  
します。聴講は無料ですので、ぜひ

## ■経営講演会開催のお知らせ

「睡眠負債」解消で  
「働き方改革」!

経営情勢が厳しい今こそ!  
こまめな記帳を心掛けましょう。  
年が明ければ、個人事業主の皆さんは一年  
の総決算「確定申告」までもうすぐです。  
早めの記帳処理をお願いします。

## 一金利情報一



- (株)日本政策金融公庫
    - ・普通貸付 1.16%～
    - ・経営改善貸付 1.11%
  - 商工貯蓄共済融資
    - ・運転資金(5年) 2.75%～
  - 産業育成資金
    - ・運転資金(5年) 1.70%～
- (H30.11.9 現在)

※条件等により増減する場合があります。

## ぜひご覧ください!!

同封いたしました「商工連  
ニュースにいがた」6pの  
「わが社の自慢」コーナー  
に御菓子処ほそ山さんの  
「味結び」が取り上げら  
れております。



## ◇一人でも雇ったら、労働保険に必ず加入を◇

～労働保険に入っていない会社に、人が集まるでしょうか。～

労働者(パート、アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

また、人手不足の折、事業主にはコンプライアンスが求められており、より良い人材を確保する意味でも、労働保険に必ず加入している必要があります。

まだ、労働保険の加入手続きを行っていない事業主におかれましては、管轄の労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きをとられるようお願いいたします。

お問合せ先は三和商工会または

新潟労働局総務部 労働保険徴収課 025-288-3502

上越労働基準監督署 025-524-2111

上越公共職業安定所 025-523-6121 (ハローワーク上越)